

意見書

平成 20 年 12 月 25 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成20年11月25日付け情郵審第31号で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「接続料規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 「接続料規則の一部を改正する省令案」について

(1) 長期増分費用モデル入力値設定の透明性確保

長期増分費用モデル(以下、「LRIC モデル」という)の入力値選定は、情報通信審議会答申「平成 20 年度以降の接続料算定の在り方について」(平成 19 年 9 月 20 日付)に基づき、総務省殿にて長期増分費用モデル研究会に諮っていますが、その選定過程については明らかにされていません。このため、接続事業者等では、接続料規則に定めている各種入力値の適正性に関する具体的な検証が困難なものがあるといった課題があります。LRIC モデル入力値の提案内容は各社の経営上の機密情報に該当するケースもあることから、このような機密情報が類推されないこと等に配慮しつつ、少なくとも接続事業者等において入力値の適正性の検証が可能となるよう、LRIC モデル入力値の選定過程の透明性確保について今後検討することを要望致します。

(2) 光ファイバの経済的耐用年数の推計方法見直しの必要性

接続料規則において採用されている光ファイバの経済的耐用年数については、情報通信審議会答申「接続料規則の一部を改正する省令案等について」における総務省殿の考え方(平成 20 年 1 月 29 日付)において「今後の技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ検討することが適当」と示されているところです。また、現行の光ファイバの経済的耐用年数は、平成 19 年 12 月 28 日付け弊社共意見書^{※1}で述べた以下の問題を解消することで、更なる長期化の実現が見込まれるため、当該推計方法の見直しを行うべきと考えます。

- ① 現行の推計方法は、撤去実績のみから算出されており、光ファイバ関連技術の進展による耐用年数の長期化が加味されていないこと。
- ② 再敷設等の理由により本来の寿命を全うする前に撤去された実績が反映されるため、過度に短い経済的耐用年数が設定されてしまうこと。
- ③ 一般的な耐腐食性等の認識に反し、メタルケーブル(24.3 年)よりも光ファイバケーブル(15.1 年)の方が短い経済的耐用年数になるという矛盾を起していること。

※1 http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080109_1_4.pdf

2. 「接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」について

今回の「接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」は接続料規則の附則第 8 項から第 13 項に係る改定になりますが、ここで規定されているき線点 RT-GC 間伝送路費用は、本年 1 月に情報通信審議会殿から考え方^{※2} が示されているとおり、当分の間の措置として暫定的に接続料原価に付け替えられているものです。

この度、情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス制度の在り方について」(平成 20 年 12 月 16 日付)において、引き続き当該費用を接続料原価に付け替えることとされましたが、暫定的措置という位置づけに変わらないことから、再度当該費用の在り方について接続委員会やユニバーサルサービス委員会等の場で検討し、本来の基本料原価に戻すという方向で見直しを行うべきと考えます。

※2 「答申にあるとおり、き線点 RT-GC 間伝送路費用の従量制接続料原価への算入は、あくまでも当分の間の措置として行うことが適当である。このため、平成 20 年度よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点 RT-GC 間伝送路費用の扱いを含めて結論を得ることが適当である。」(平成 20 年 1 月 29 日付 接続料規則の一部を改正する省令案等について 情報通信審議会からの答申 考え方 5 より)

以上